

生活保護における扶養義務について正しい理解を求める意見書

2012年7月20日

千葉県弁護士会

会長 齋藤和紀



第1 意見の趣旨

生活保護の受給要件について、親族の扶養義務と生活保護制度の関係の正しい理解に基づく冷静な議論と対応を求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

人気タレントの母親が生活保護を受給していることが報じられたことをきっかけとして、生活保護制度全般について批判が加えられている。

今回の一連の報道は、あまりに感情的で、冷静さを欠き、扶養義務者の不存在が生活保護制度上保護の要件とされているのか否かという点についての正確な理解を欠いたまま、「不正受給」という言葉と相まって、生活保護制度そのものに対する批判が行われている。

2 民法上の扶養義務と生活保護との関係

(1) 民法上の扶養義務について

民法上扶養義務を負うのは、①配偶者（民法752条）、②直系血族、兄弟姉妹（同法877条1項）であり、これ以外に、③3親等内の親族は、特別な事情がある場合に、家庭裁判所の審判によって扶養義務を負わされる（同条2項）。①②を絶対的扶養義務、③を相対的扶養義務者という（二宮周平「家族法」253頁）。

求められる扶養の程度についてであるが、【A】夫婦間及び親の未成熟の子に対する関係では、生活保持義務という自己と同程度の水準まで扶養する義務とされる。これに対し、【B】Aを除く直系血族及び兄弟姉妹に対する関係では、生活扶助義務という相手方が生活難に陥った場合に自己に余力があれば援助すべき義務である（同253頁以下）。今回の人気タレントの事例では、Bの場面であり生活扶助義務にとどまるのである。

(2) 扶養は生活保護の要件ではない

生活保護法4条2項は、「民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする」と定め、あえて「要件として」という文言を使っていない。これは「扶養が保護に優先する」と解することになるのであって、すなわち保護受給者に対して実際に扶養援助（仕送り等）が行われた場合は収入認定して、その援助の金額の分だけ保護費を減額するという意味であり、扶養義務者による扶養は保護の前提条件とはされていない。そして実際に平成20年度実施要領が改正され、厚生労働省も「扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害

にあたるおそれがあるので留意されたい。」との通知を発出している（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第9の2（『生活保護手帳2011年版』288頁））。

現行法と異なり、旧生活保護法では、扶養能力のある扶養義務者の存在が保護の消極的要件となっていた（新版注釈民法（25）757頁）。しかし、現行生活保護法では上に述べたように、この規定は撤廃された。生活保護法による保護と民法上の扶養との関係については、旧法はこれを保護を受ける資格に関連させて規定したが、新法においてはこれを避け、単に民法上の扶養が生活保護に優先して行わるべきだという建前を規定するに止めた（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用』119頁）。

現行制度のように改めたものを、現代において扶養を生活保護の要件とすることは、60年以上も前の前近代的時代に逆行することになる。

（3）費用の徴収について

生活保護法77条1項は、扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、費用を徴取できると規定している。したがって、現行法でも、明らかに多額の収入や資産を有しているが扶養を行わない扶養義務者に対しては、この規定を利用して費用徴収をすることができる。

報道によれば、今回の人気タレントのケースでは、高収入を得るようになってから福祉事務所と協議のうえ仕送り額を決めて仕送りをし、今年に入ってから増額もしたということである。前述のとおり、成人した子の老親に対する扶養義務は比較的弱い義務であり、福祉事務所と協議のうえ仕送り額が決められ、そのとおりの仕送りがなされていたということからすれば、少なくとも人気タレントの母親の生活保護受給が「不正受給」にあたるものでないことは明らかである。

（4）冷静な議論と対応を求める

近時の報道によれば、今回の人気タレントの件から発展し、「不正受給」との誤った認識を背景に、生活保護基準を引き下げる事が検討されているとのことである。しかし、上記のとおり、今回の人気タレントの件は「不正受給」にあたるものではなく、また、仮に一個人が「不正受給」を行っているとしても、そのことによって生活保護受給者全体の生活保護基準が引き下げられる理由とはならないはずである。

言うまでもなく、生活保護は生存権を定めた憲法25条を具現化したものであり、今回の騒動によって、要保護者が生活保護の申請または受給について躊躇を覚えたり、福祉事務所が申請受理をいささかも拒むようなことがあってはならない。ましてや生活保護受給者全体が不適切な受給をしているかのような誤った認識の下、さらに生活保護基準の引き下げが強く推進されるようなことがあってはならない。

3 最後に

1人でも多くの国民が冷静を取り戻し、生活保護法を正しく理解し、生活保護制度に対する誤解と偏見をなくすため、本意見書がその一助となることを希望して、本意見書を公表する。

以上